

農地の転用等の許可の審査基準の一部改正の概要

1 審査基準の見直しについて

農地法第4条第1項及び第5条第1項の審査基準について、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則（以下合わせて「農地法等」という。）並びに国が示す取扱いとの比較検討を行ったところ、以下の事項について、審査基準の見直しをする必要が認められたため。

2 個別の事項に関する改正理由及び改正内容

(1) 農地法第3条による農地取得後の転用に係る運用について

本県では、農地法第3条第1項の許可を受けて取得した農地にあつては、原則として取得後3年を超えかつ3作以上営農していなければ転用を許可できないとしている。しかし、国が示す取扱いとの整合を図り、また、当該運用を制定した当時と現在との土地需要に関する時代背景の変化を鑑み、個別基準のうち当該運用に係る部分を削除する。

(2) 「農家住宅」の要件に係る運用について

本県では、個別基準における「農家住宅」の定義を、耕作の事業に供すべき農地の面積が農地法第3条第2項第5号に規定する面積（農業委員会が農地法施行規則第17条により定めた別段の面積を含む。）以上の世帯としている。しかし、令和5年4月1日に施行される農地法等では、当該面積に関する規定が削除されることから、個別基準における「農家住宅」の定義を、耕作の事業に供すべき農地の面積が農林業センサス規則第2条第3項第1号に規定する面積以上の世帯と改める。

(3) 農地法等の規定の追加について

農地法等の規定と審査基準の記載との統一性を図るため、次の規定を審査基準の記載に加える。

- ア 第1種農地の要件及び許可の基準に関する規定の一部
- イ 甲種農地の許可の基準に関する規定の一部
- ウ 第3種農地の要件に関する規定の一部
- エ 一般基準に関する規定の一部

(4) その他

所要の文言の修正を行う。

3 施行日

令和5年4月1日

（原則、施行日以降に農業委員会が収受した申請から適用）